

令和 7 年度

豊能町教育基本指針



豊能町教育委員会

< 目 次 >

はじめに	2
豊能町保幼小中一貫教育グランドデザイン	3
令和7年度重点目標	4
1. 保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み	6
2. 小中学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み	7
3. 乳幼児期の保育・教育の推進	8
4. 子育て支援・児童虐待防止の取組み	12
5. 小中学校の教育力の充実	14
6. 障害のある子どもの自立支援	17
7. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ	18
8. 健やかな体のはぐくみ	21
9. 教職員の資質・能力の向上	22
10. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり	23
11. 安全で安心な学びの場づくり	25
12. 家庭教育の支援の充実	27
13. 豊能町の文化・歴史・風土を生かした体験活動の推進	27
資 料	

はじめに

「未来を拓く教育」をめざして

情報化や技術革新、グローバル化等により予測を超えて加速度的に社会状況の進展が予想されている中、学校教育では、子どもたちにこのような変化の激しい「社会を生き抜くための力」を育成することが求められています。そして、これからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動し、それぞれがめざす道を切り拓いていってくれることを願っています。

さて、令和8年4月の東・西地区の義務教育学校開校に向けて、新たな学校づくりの総仕上げの年を迎えます。これまでに作成された「豊能町小中一貫カリキュラム」や「とよの授業スタンダード」に基づいた授業実践、自分で課題を見つけ学習する「自学ノート」に加え、全所園学校で「とよの未来科」の取組みも進められています。さらに、子ども達が新しい学校にスムーズに移行できるよう、学校間で調整し、進めていきます。

このように、総仕上げも「豊能町保幼小中一貫教育グランドデザイン」に基づき、地域・保護者・教職員・行政みんなで責任をもって一貫性・継続性・発展性を大切にした「未来を拓く教育」をめざしてまいります。

「豊能町保幼小中一貫教育グランドデザイン」

＜テーマ＞

「豊かな自然」と「豊かな人材」を活かし「豊かな子ども」を育てる

＜めざす子ども像＞

豊能町に誇りをもち、自信をもって社会を生き抜く子ども

＜進め方＞

地域・保護者・教職員・行政みんなで責任をもって、一貫性・継続性・発展性を大切にした教育をめざす

＜重点政策 1＞

- 確かな学びと豊かな心の育成
- グローバル人材の育成
- 学校、家庭、地域の協働した取組みを進め、「地域とともにある学校づくり」をめざす

＜重点政策 2＞

- 東・西地区それぞれに義務教育学校を設け「地域とともにある学校づくり」を進める（令和 8 年 4 月開校予定）
- 西地区の保育所及び幼稚園の再編を進める

令和7年度 重点目標

1. 保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み

- (1) 「保幼小中一貫教育」の推進
- (2) 「地域とともにある学校づくり」の推進

2. 小中学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み

- (1) 義務教育学校開校に向けた取組み
- (2) 公私連携幼保連携型認定こども園開園に向けた取組み
- (3) 保幼小中連携の強化

3. 乳幼児期の保育・教育の推進

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園の運営について
- (2) 保育・教育内容について
- (3) 健康・安全への取組みについて
- (4) 配慮を必要とする子どもに対するきめ細かな対応について
- (5) 保育士・教諭の資質・能力の向上について
- (6) 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携について
- (7) 家庭・地域における子育てと教育力の向上について

4. 子育て支援・児童虐待防止の取組み

- (1) 子育て支援について
- (2) 留守家庭児童育成室の運営について
- (3) 児童虐待防止の取組みについて

5. 小中学校の教育力の充実

- (1) 学習指導要領の趣旨の確実な実施
- (2) 学力向上の取組みの充実
- (3) 外国語（英語）教育の充実

6. 障害のある子どもの自立支援

- (1) 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進
- (2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

7. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

- (1) 心の教育の充実
- (2) 人権尊重の教育の推進
- (3) 読書活動の推進
- (4) 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進

8. 健やかな体のはぐくみ

- (1) 体力づくりの取組み推進

9. 教職員の資質・能力の向上

- (1) 教職員の組織的・継続的な人材育成
- (2) 体罰、セクシュアル・ハラスメント等防止の取組み
- (3) 職場におけるハラスメントの防止
- (4) 公務員としての自覚の向上（不祥事の防止）

10. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

- (1) 学校の組織力の向上
- (2) 働き方改革
- (3) 部活動の在り方

11. 安全で安心な学びの場づくり

- (1) 子どもたちの生命・身体を守る取組み
- (2) 自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み
- (3) 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底
- (4) 学校の体育活動中の事故防止の取組み

12. 家庭教育の支援の充実

- (1) 家庭の教育力向上

13. 豊能町の文化・歴史・風土を生かした体験活動の推進

- (1) 生涯学習の推進について
- (2) 青少年の健全育成について
- (3) 文化財保護と郷土愛の促進について
- (4) 文化・芸術の振興について
- (5) 生涯スポーツの振興について
- (6) 図書館の運営について
- (7) 公民館の運営について

1. 保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み

(1)「保幼小中一貫教育」の推進

豊能町の子どもたちを地域・保護者・教職員・行政みんなで責任をもって、15年間をつなぐ「保幼小中一貫教育」を推進し、一貫性・継続性・発展性を大切にした教育をめざすことが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

①「確かな学びと豊かな心」

☆目標 1. 9年間、15年間をつなぐ教育の推進と保幼小接続カリキュラムの検討及び小中一貫カリキュラムを活用した授業研究を推進すること。

☆目標 2. けいかく部会（保幼小中一貫教育担当者会）での内容とスケジュールを検討し、教職員とともに一貫教育を推進すること。

目標 3. 「とよの授業スタンダード」を定着し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ること。

②「グローバル人材の育成」

目標 4. 未就学から段階的に英語に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。

☆目標 5. 豊能町のめざす子ども像の実現に向け、豊能町の未来や自分の生き方について考える「とよの未来科」を実施し、カリキュラムの見直しと内容の精選を行い、教材のデータベース化を進めるとともに、探究的な学習の充実に努めること。

☆目標 6. 「キャリア・パスポート」を活用し、キャリア教育のさらなる推進に取り組むこと。

目標 7. 系統的・継続的なキャリア教育を推進するため、「豊能町キャリア教育計画」の検証と見直しを行うこと。

目標 8. 様々な体験活動やねらいを明確にした異校種・異学年や多様な人との交流を通して、豊かなコミュニケーション能力と社会性を養うこと。

☆目標 9. 国内外の学校や教育機関との連携・交流を検討すること。

(2)「地域とともにある学校づくり」の推進

豊能町の各所園学校が小規模化、少人数化していく中で、社会に開かれた教育課程を推進しながら、地域とともに「よりよい社会をつくる」ことを大切にし、子どもの力を地域へ、地域の力を学校へという循環をつくり、「地域とともにある学校づくり（教育

コミュニティづくり)」を行うことが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

①教育コミュニティづくりの推進

☆目標 10. 「地域とともにある学校づくり」の更なる啓発と推進を図ること。

☆目標 11. 「地域とともにある学校づくり」の実現のため、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を一体的に推進すること。

☆目標 12. 「学校運営協議会」でめざす子ども像やビジョンを共有し、所園学校・家庭・地域が連携・協働した取組みを行うこと。

☆目標 13. 学校支援地域カレンダーの作成を行うこと。

☆目標 14. 研修会や「とよの未来科」の報告会等を開催し、豊能町の教育について地域の理解と協力を得ること。

②放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実

☆目標 15. 放課後や休日の子どものための居場所づくりの充実の在り方について、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」と連携し検討を進めること。

2. 小中学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み

(1)義務教育学校開校に向けた取組み

令和8年4月、東・西それぞれに義務教育学校の開校をめざし、開校準備委員会で、開校に向けた諸課題の調整・協議を行い、所園学校・家庭・地域が一体となって進めていく。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 16. 学校運営協議会の委員で構成される開校準備委員会と、各部会で、開校に向けた諸課題の調整と協議を計画的に行っていくこと。

☆目標 17. 義務教育学校開校に関する検討事項や進捗状況を保護者・住民・教職員へ説明・周知し、所園学校・家庭・地域が一体となって学校づくりが進められるようにしていくこと。

☆目標 18. 義務教育学校開校に向け、先進校視察や研修会等を行うこと。

(2)公私連携幼保連携型認定こども園開園に向けた取組み

西地区において吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、公私連携幼保連携型認定こども園の設置準備を進めていく。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 19. 西地区において吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、保護者や町の意見が反映できる公私連携幼保連携型認定こども園の設置準備を進め、令和 11 年 4 月に開園すること。運営主体は、町の財政状況を鑑み、国や府の整備補助金を活用できる民間法人とすること。

(3)保幼小中連携の強化

15 年間の「学び」と「育ち」をつなぐ一貫した教育を推進するため、子ども同士の交流や、教職員同士の意見交換・合同研究の機会を設け、各所園学校間の連携や交流を図る。

《指示事項》

目標 20. 小学生が園児と遊びを通じて交流を図り、違う小学校の児童同士が学習や行事を通じて交流を図るなど、保幼小、小小、小中、中中、東西間等の交流を積極的に行い、所園学校間の連携を強化すること。

目標 21. 東・西地区それぞれ特色のある教育活動を検討・実施していくこと。

目標 22. 保幼小中一貫教育に関する研修会や保育・授業参観等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」や小・中学校の教育課程等を共有するなど、教職員の連携に努めること。

3. 乳幼児期の保育・教育の推進

(1)保育所・幼稚園・認定こども園の運営について

「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」には、生活や環境を通して行う保育及び教育が基本とされている。各施設においては、子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎となる心情、意欲を育て、習慣や態度を身に付けさせ、人間としての発達や社会の変化に対応し得る能力を育成し、「他者への基本的な信頼感」「自律性」「自発性」を培うことが重要である。このため、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域の協働による総合的な就学前保育・教育の充実を図る必要がある。

《指示事項》

目標 23. 保育所長・幼稚園長・認定こども園長はリーダーシップを発揮し、課題解決に向け具体的な目標・計画を設定し、保育・教育目標の達成状況の所・園評価を行い、運営全般にわたる現状の客観的検証の結果をホームページ等において公表すること。

目標 24. 保育所・幼稚園・認定こども園は就学前の乳幼児期に、児童期、青年期の

健やかな成長・発達を実現するための基盤として、育みたい資質・能力の三つの柱である「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むように努めること。

目標 25. 保育・教育の質の向上のため、指導計画や指導の記録を通して自らの保育・教育実践を振り返り自己評価し、子どもの実態や、取り巻く環境の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

目標 26. 地域における就学前保育・教育機能としての役割や子育て家庭を支援する拠点としての役割を担い、子育て相談や所園庭開放等、「保護者の育ちの場」「地域における交流の場」としての機能を高めること。

(2)保育・教育内容について

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。このことをふまえ、養護と教育を一体的に行い、子どもの発達の保障をめざし、生活の中で、自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、物事に自分から関わろうとする意欲や、健全な生活を営むために主体的・対話的で深い学びが実現するように保育・教育内容を構築する必要がある。

《指示事項》

目標 27. 全体的な計画の編成にあたっては、3所園共通の保育・教育目標を「しなやかな心と体を持ち 生き生きと遊ぶ子ども」と定め、一人ひとりの人格を尊重し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、あそびを通じた総合的な指導や、一人ひとりの乳幼児がその良さを発揮しつつ育っていく過程を重視し、意図的、計画的な体験ができるよう環境を整えること。

目標 28. 乳幼児期に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、乳幼児が十分に体を動かす心地よさを体験する機会や環境を充実させ、習得が望ましい基本的動作（走る・跳ぶ・投げる等）の運動カリキュラムに基づいた取組みを行うこと。

目標 29. 乳幼児が集団生活を通して互いに関わりを深め、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目標を達成する喜びを味わうことにより、自信をもって自ら行動できるようにすること。

目標 30. 乳幼児が保育士・教諭との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いをつける体験をし、自分の気持ちを調整する

力が育つ取組みを行うこと。

目標 31. 乳幼児が自分の思いを伝えるなど、言葉に対する感覚を豊かにし、言葉で伝え合う場や環境を工夫すること。

目標 32. 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう健康な生活の基本となる「食を営む力」を育成するため食育計画を作成し取り組むこと。

(3)健康・安全への取組みについて

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活を確立することは、日々の保育における基本である。一人ひとりの子どもの健康状態、発育及び発達状態に応じて、心身の健康の保持を図り、危険な状態の回避等に努めるとともに疾病等への対応をふまえ、保育する。その際、子ども自らが、健康と安全に関する知識・技術を身に付け、心身の健康増進と健やかな生活を確立するよう努める必要がある。

《指示事項》

目標 33. 感染症やその他の疾病予防に努め、発生や疑いがある場合は必要に応じて、学校医、教育委員会、保健所に連絡し指示に従うとともに、保護者や職員に連絡し予防等について協力を求めること。保護者が感染症、疾病等について理解を深め感染予防を心がけることができるよう、適切な情報を伝え、啓発を推進していくこと。

目標 34. アレルギー疾患を持つ子どもが安心・安全に園・所での生活を送るために、エピペン等の正しい知識を身に付け、保護者・学校医等と連携し、共通認識のもと、十分な情報共有を図り適切な対応をすること。

目標 35. 子どもの発達の特長や発達過程をふまえ、起こりやすい事故を想定し、事故防止に努めること。

目標 36. 事故・防犯・安全対策の危機管理体制の確立をふまえてマニュアルを作成し、マニュアルに基づいて定期的に訓練を実施すること。

目標 37. 子どもの安全確保を図るため、施設、設備、遊具、玩具、用具、所園庭等の定期的な点検を実施し、安全環境の整備に努めること。

目標 38. 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引き渡し等について確認をしておくこと。

(4)配慮を必要とする子どもに対するきめ細かな対応について

配慮を必要とする子どもの保育・教育は、集団の中で生活することを通して全体的な

発達を促すことに配慮し、それぞれの子どもの配慮の必要な状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが必要である。

また、配慮の必要な子どもの発達を促し、二次的障害の予防につなげるため、早期からの療育等の取組みを推進し、一人ひとりの適性や成長に応じた指導や支援を行う必要がある。

《指示事項》

目標 39. 心身の発達について、継続的な支援を要する乳幼児や配慮を必要とする子どもに対して巡回療育相談を定期的実施する等、地域における療育等支援の充実を図ること。

目標 40. 家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、長期的視点で保育・教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、それらを日々の保育で活用するなどして、配慮を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うこと。

目標 41. 特別支援コーディネーターが中心となり、所園内委員会を設置し特別支援教育体制の整備を積極的に進めること。

目標 42. 一人ひとりの指導や支援の連続性を確保し、小学校等へのスムーズな移行に資するため、連携をより一層深めること。

(5)保育士・教諭の資質・能力の向上について

保育士・教諭が子どもを大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすることが大切である。また、子ども・保護者とのより確かな信頼関係が築けるよう、資質向上と専門性を高めるように努めることが重要である。そのため、町主催研修や所園内研究を推進するほか、外部機関との共同研究も充実させていくことが重要である。

《指示事項》

目標 43. 研究指定と定めた施設を中心に、外部機関との連携を推進し、研究・研修の充実に努めること。

目標 44. 日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に協議する体制づくりを行うこと。

目標 45. 保育士・教諭の資質・能力の向上を図るため、全体的な計画に基づき、所園内での研究保育を全職員の協力体制の下、組織的かつ計画的にカリキュラム・マネジメントを関連付けながら実施すること。また、町内外の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・地域に向けて取組みを発信し、就学前保育・教育の理解推進を図ること。

目標 46. 幼児教育アドバイザーが中心となり、所園内研修の継続及び充実を図ると

ともに、多様な立場にある保育士・教諭の交流の機会を確保すること。

(6) 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携について

保育及び教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、子どもが小学校生活に期待感を持ち、一人ひとりが生き生きと自分らしさを発揮できるように、幼児と児童の交流活動や保育士・教諭と小学校教職員の意見交換の機会を設けることが重要である。これにより、幼児教育と小学校教育の教育課程の相互理解を深め、連携の一層の強化を図ることが必要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 47. 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の保育参観や授業参観を計画的に実施し、相互交流・相互理解に継続して取り組み、滑らかな連携を図るため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をふまえた接続カリキュラムについての研究を行うこと。また、実践報告会において保幼小連携で育むことができる力について効果検証を行い、①主体的に意欲をもって活動する力、②基本的な生活習慣を身に付ける力、③人との関わりの中で育つ力を、子どもたちに身に付けさせていくこと。

(7) 家庭・地域における子育てと教育力の向上について

地域における人間関係の希薄化や家庭における生活体験の減少など、家庭教育（子育て）に不安や負担感を感じる保護者が増えている。そのことから、保護者の養育する姿勢や安定した親子関係を支えるために、家庭教育支援体制を構築し、保護者が自信と責任をもって家庭教育や適切な養育を行うことができるよう子育て相談や支援の取組みを推進することが必要である。

《指示事項》

目標 48. 日常の保育に関連した機会を活用し、子どもの日々の様子を伝え、保育・教育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図ること。

目標 49. 保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係の育成や養育力の向上をめざし、子育て支援コーディネーターが中心となり地域の家庭教育（子育て）支援の拠点としての機能を果たすこと。

4. 子育て支援・児童虐待防止の取組み

(1) 子育て支援について

地域における子育て支援については、子育て支援センターや、子育て世代包括支援センターと連携し、利用者の多様なニーズを踏まえ、子育てに関する相談体制を強化し、子育て支援環境の充実を図る必要がある。また、「こども誰でも通園制度」の円滑な事業実施に向けて取り組む必要がある。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 50. 子育て家庭に対しては、保護者の子育てに対する負担や不安を軽減し、よ

り楽しく充実した子育てとなるよう、情報提供及び必要に応じ相談助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施し、妊娠期からの切れ目のない子育て支援事業を行うこと。

目標 51. 次代の親を育成する観点から、子どもの成長過程に応じた適切な子育てができるよう家庭教育に関する学習の機会を持ち、親子のきずなや子どもの大切さへの理解を深める体験・交流活動の取組みを推進すること。

☆目標 52. 令和 8 年 4 月に吉川保育所及びふたば園において「こども誰でも通園制度」を開始するにあたり、施設整備と運営体制の構築等必要な準備を行うこと。

(2)留守家庭児童育成室の運営について

留守家庭児童育成室は、小学校 1 年生から 6 年生までの児童が、放課後を過ごすための「生活の場」として、児童健全育成を目的に設置している。子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で、自主的・創造的に生活づくりをすることができるよう小学校と連携を図り環境を整える取組みを推進する必要がある。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

目標 53. 放課後児童支援員は、一人ひとりの児童の姿を受け止め、信頼関係を築きながら家庭及び社会における生活を営む上で必要な基礎的習慣が身に付くよう適切な指導を行うこと。

目標 54. 日々の保育や地域の方との交流事業を通じて、異年齢の関わりを大切にしながら、ともに育ち合える環境作りを行うこと。

目標 55. 家庭や小学校と連携しながら、児童の健やかな成長に向けての見守りや支援を行うこと。

☆目標 56. 小学 6 年生までの児童を対象に放課後の安心・安全な居場所の確保を行い、小学校の「放課後子ども教室」との一体的な運営体制の整備・充実を図ること。

☆目標 57. 令和 8 年 4 月の義務教育学校開校に合わせて留守家庭児童育成室の再編を行い、新しい環境の下で適切に施設運営ができるよう必要な準備を行うこと。

(3)児童虐待防止の取組みについて

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童と日常的に接する機会の多い所園学校等が、虐待（の疑い）を把握した場合には、迅速かつ的確な対応ができるよう、所園学校においては組織として対応することを念頭に置き、十分な確証がなくても速やかに通告できる体制を整備する必要がある。

《指示事項》

目標 58. 教職員は、児童虐待についての正しい理解と認識を深め、子どものわずかな変化（不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた等）も見逃さないよう日頃から子どもの状況や養育環境等について十分把握し、適切な措置や支援を行うスキルを身に付けること。

目標 59. 児童虐待またはその疑いがあると思われる児童・生徒を発見した場合は、確証がなくても管理職を通じて速やかに児童虐待相談窓口や子ども家庭センターに「通告」を行うと共に、豊能町要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し必要な支援を行うこと。

目標 60. 子ども一人ひとりに自尊感情を育むとともに、発達段階に合わせて自分の気持ちを周囲に伝えることができる力を育てること。

5. 小中学校の教育力の充実

(1)学習指導要領の趣旨の確実な実施

学習指導要領をふまえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要である。

《指示事項》

①カリキュラム・マネジメントの充実

目標 61. 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準時数をふまえて教育課程を編成すること。なお、標準時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。その際、児童・生徒の負担をふまえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。

目標 62. 地域の実情や学校の実態等をふまえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科横断的な視点を持ちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、学習指導要領に示されている各教科等の内容を当該学年で確実に実施すること。

②主体的・対話的で深い学びの実現

目標 63. 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

目標 64. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。その際、児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。

③学習評価の改善

目標 65. 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実すること。また、評価方法については、挙手の回数や毎時間ノートを取っていることで、主体的に学習に取り組む態度を判断するような誤った評価等、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。

④国旗・国歌の指導

目標 66. 入学式や卒業式において国旗掲揚と国歌斉唱の適切な実施を行うこと。なお、運動会・体育大会等についても国旗を掲揚すること。

⑤現代社会の諸課題

目標 67. SDG s（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を各教科等で取り扱うこと。

(2)学力向上の取組みの充実

各学校において、これまでの学力向上の取組みの成果をふまえ、組織体制を有効に機能させ、学力や学習状況に関する調査結果を活用するなどして、PDCAサイクルに基づいた取組みを充実させ、子ども一人ひとりの「確かな学力」の育成を図ることが重要である。

《指示事項》

①授業づくり、指導方法の工夫改善

目標 68. 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び小学校における専科指導にあたっては、児童・生徒の学習達成度を把握し、教科の専門性を生かした質の高い指導の充実を図ること。

目標 69. 教職員間で学校の課題に応じたテーマを設定・共有し、校内授業研究の充実を図ること。

②学習指導の充実

目標 70. 基礎・基本の定着、学習習慣や学習規律の徹底を図ること。

目標 71. 言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、国語科では、系統的に言語能力の育成を図ること。また、各教科等においても、それぞれの目標を達成させるとともに、言語活動を充実させ、言語能力の育成に努めること。

目標 72. 児童・生徒が自ら学習課題を見つけ、自ら学習に取り組む「自分で学習する（自学）ノート」を活用した学習を進めること。

目標 73. 教科の授業や学校行事等のあらゆる取組みの後の「振り返り」を行い、児

児童生徒が自分の学びを自己調整していけるようにすること。また、授業改善にも生かしていくこと。

③情報活用能力の育成

目標 74. 児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理し、その結果を評価・改善する力をつけるための授業を展開すること。また、プログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台端末を必要に応じて活用しながら問題解決しようとする態度を育むこと。

④教育のPDCA 検証サイクルの充実・活用

目標 75. 全国学力・学習状況調査等、各種学力調査の実施により、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握・分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めること。

目標 76. 町独自の学力、体力、生活調査「とよのチャレンジ」の分析結果については、主体的に学習に取り組む態度に課題があることから、関連する目標を掲げ、次年度に引き継ぎ、9年間をつなぐ指導に役立てること。

⑤学びに向かう環境づくりの充実

目標 77. 家庭での学習習慣の定着に向け、「家庭学習のススメ」で示す規則正しい生活リズムで学習時間の確保や集中できる学習環境づくりを実践すること。

(3)外国語(英語)教育の充実

外国語教育において育成する資質・能力を明確にした上で、小学校における学習内容や指導方法等を理解し、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」の観点から、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の4技能5領域において具体的な目標を設定し、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーション能力を育むこと。またCAN-DOリストを活用し、小中学校で一貫性のある学習到達目標を共有することを通して、学校間の交流や効果的な研修に努め、外国語（英語）教育の充実を図ることが重要である。

《指示事項》

目標 78. 小学校低学年では、身近なものの名称やあいさつの仕方に慣れ親しむ体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の礎を養うこと。中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこと。また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）

で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養い、適切な評価も行うこと。

目標 79. 中学校では、小学校の内容をふまえたうえで、4技能5領域をバランスよく指導するとともに、外国語（英語）を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語（英語）で即興的に伝え合う対話的な言語活動や、ウェブアプリを利用した学習を取り入れ、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養うこと。

目標 80. 言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定について工夫すること。また、ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、「STEPS in OSAKA」などのデジタルコンテンツも活用すること。

目標 81. 児童・生徒がICT機器を活用したプレゼンテーション資料の作成を行うことができるよう指導を行うこと。

目標 82. 「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を児童・生徒・保護者・地域の方に公表し、達成状況を把握すること。また、「CAN-DOリスト」に基づく単元構想シートを活用した授業改善を行うこと。

目標 83. 児童・生徒が学んだことを活用し、英語を学習することの意義を実感できる機会の創出に努めること。ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場として、海外からの留学生や研修生などとの交流の活動を工夫すること。

6. 障害のある子どもの自立支援

(1)「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが、地域社会で豊かに生きるために、すべての所園学校において、多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、すべての子どもが安心して所園学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進し、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

《指示事項》

目標 84. すべての幼児・児童・生徒、地域、保護者、教職員に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

目標 85. インクルーシブ教育についての理解を深めるとともに、一人ひとりの障害

の状況に応じた目標設定と指導に基づく評価を適切に行うこと。

目標 86. ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくりを推進すること。

(2)一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

障害のあるすべての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

目標 87. 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、長期的な視野に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うこと。

目標 88. 支援学級在籍児童・生徒の特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズをふまえ、実態に応じた教育課程を編成すること。また、自立活動の指導を行い、その充実に努めること。

目標 89. 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。また、通級指導教室における学びを通常学級で十分発揮できるように努めること。

目標 90. 校内支援委員会においては、児童・生徒一人ひとりの実態把握に努め、教育的ニーズをふまえた適切な支援内容を検討すること。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童・生徒がいることを前提として、校内支援体制の更なる充実に努めること。

☆目標 91. 多様な学びの場について、本人及び保護者が正確な情報を得ることができるよう十分な説明を行ったうえで、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先の決定に努めること。

目標 92. 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう努めること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。

7. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

(1)心の教育の充実

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

《指示事項》

①豊かな人間性の育成

目標 93. 体験活動、自然体験、宿泊体験などを積極的に取り入れ、自然の素晴らしさや生命の尊さ、主体的に挑戦したり多様な他者と協働したりする取組みを積極的に進めること。

②道徳教育の充実

目標 94. 学校が一体となって道徳教育を進めるため、方針を明確に示すとともに道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。

目標 95. 「特別の教科 道徳」の授業充実とともに、道徳の授業公開や家庭・地域と一体となった取組みを推進すること。

(2)人権尊重の教育の推進

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権 3 法〔※ 1〕や府人権関係 3 条例〔※ 2〕をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。その際、SNS 等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

《指示事項》

目標 96. 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むこと。

目標 97. 人権教育教材集や活用事例集等を活用すること。

目標 98. すべての教職員が、研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう努めること。

目標 99. 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に推進すること。

目標 100. 各種人権課題に対して教職員間で適切に理解を進め、心情に配慮した対応や相談体制を整えること。

〔※ 1〕 人権 3 法

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年 6 月）
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月）

〔※ 2〕 府人権関係 3 条例

- ・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（令和元年 10 月一部改正）
- ・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年 10 月）
- ・「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（令和元年 11 月）

(3)読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。

《指示事項》

- 目標 101. 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるよう読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。
- 目標 102. 朝の全校一斉の読書タイムや国語科における並行読書、ブックトークや本のポップづくり等を計画的に設定し、読書活動の充実を図ること。
- 目標 103. 学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

(4)不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進

不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等の問題行動に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行うとともに、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進することが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

- 目標 104. 全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- 目標 105. 定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察を通じて、不登校の兆しの把握に努めること。不登校やその兆しのある児童・生徒の状況等を多面的に見立てた上で、その子に合った支援を行うこと。
- 目標 106. 個々の不登校の状況等に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒に合った支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。
- 目標 107. 日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めること。
- ☆目標 108. ヤングケアラーについては、本人や家族の意識が様々で表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期把握と本人の気持ちに寄り添った支援につなげること。

目標 109. 「豊能町いじめ防止基本方針」、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめの未然防止、早期発見に努めること。いじめを認知した場合には、学校いじめ対策組織を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応すること。また、いじめ重大事態については、国のガイドラインをふまえた対応を行うこと。

目標 110. インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。

目標 111. すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子ども同士の絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりに努めること。

目標 112. 児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図ること。

8. 健やかな体のはぐくみ

(1)体力づくりの取組み推進

子どもの体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析し、その結果をふまえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。

《指示事項》

目標 113. 学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図ること。

目標 114. 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、児童・生徒の体力状況を把握・分析し、体力向上に向けた取組みを検証し、改善を図ること。

目標 115. 調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身につけるための健康教育を進めること。

9. 教職員の資質・能力の向上

(1)教職員の組織的・継続的な人材育成

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教職員に応じた研修等の受講奨励などを通じて教職員、とりわけ次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

《指示事項》

- 目標 116. 評価指標等を活用しながら、校内での授業研究・研修等を計画的・組織的に推進し、個に応じた指導や、指導方法、指導形態、集団作り等の研究を進め、一人ひとりの力量を高めること。
- 目標 117. 児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、I C Tの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のI C T活用指導力の向上を図ること。
- 目標 118. 生徒指導、授業づくり等校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なO J Tの推進に努めること。
- 目標 119. 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、住民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- 目標 120. 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(2)体罰、セクシュアル・ハラスメント等防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、その防止・根絶に向けて組織的に取り組む必要がある。

《指示事項》

- 目標 121. 体罰は法的に禁じられ児童・生徒への人権侵害行為であり、いかなる場合も絶対に許されない行為であることを周知徹底すること。
- 目標 122. 教職員は常に人権意識をもって生徒指導にあたり、セクハラ等の相談窓口、対応マニュアル等防止のための学校体制を確立すること。

(3)職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

《指示事項》

目標 123. 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備に努めること。

目標 124. ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。
その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の促進に努めること。

(4)公務員としての自覚の向上(不祥事の防止)

法令を遵守し、地域や保護者からの「信頼と期待」を損なわないよう教育公務員としての自覚を常に持って、校務にあたる高い意識が必要である。管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

《指示事項》

目標 125. 地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守すること。

目標 126. 自動車等を運転する場合は、交通法規を遵守し安全運転に努め、飲酒運転は絶対に行わないよう徹底すること。

目標 127. 万が一事故が生じた場合は、所管学校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会に報告し、再発防止に努めること。

目標 128. 職務の特殊性や SNS 等のインターネットの特性を理解し、個人情報の取扱いや守秘義務の遵守等、利用に細心の注意を払うこと。たとえ、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動（わいせつな発言、不要な身体接触等）や SNS 等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われることがあることを周知すること。

目標 129. 「指導が不適切である」と思われる教職員に対して、適切な指導・助言を行うと同時に、教育委員会と連携して研修等を行うこと。

10. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(1)学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

《指示事項》

目標 130. 学校運営にあたって、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の

専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。

目標 131. 学校評価を実施し、教育のPDCAサイクルに基づいた学校経営を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を活かすように努めること。

目標 132. 学校教育自己診断の分析結果等は保護者・地域に公表し、よりよい改善を行うこと。

目標 133. 学校だよりやホームページ等を通じて積極的に情報発信に努めること。

(2)働き方改革

教職員が児童・生徒と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取り組みや、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

目標 134. 在校等時間管理、時間外又は休日勤務を命じる場合は、関係法令及び規則に基づき適切に行うこと。

目標 135. 夏季休業中の「学校閉庁日」の実施、留守番電話や校務支援システム等の活用を推進すること。また、全校一斉退庁日やノークラブ・デーを設け、教職員一人ひとりの働き方への意識改革を行うこと。

☆目標 136. 国通知や府教育庁における取り組みなどを参考に、働き方改革実現に向けた課題を把握するとともに、計画的に取り組むを進めること。

(3)部活動の在り方

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教職員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すとともに、教職員の長時間勤務の解消等も考慮し、学校、分野・活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

《指示事項》

目標 137. 部活動の在り方については、「豊能町部活動の在り方に関する方針」をもとに、教職員や生徒にとって過度な負担にならないように実施すること。

目標 138. 少人数化が進む中「部活動の在り方」については、外部指導者の活用等、国が進める「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、部活動の地域移行をめざし、検討委員会等で検討を進めること。

1 1. 安全で安心な学びの場づくり

(1)子どもたちの生命・身体を守る取組み

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策を行い、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

目標 139. あらゆる教育活動を通して「命を大切にする心」や自尊感情を育むこと。

目標 140. 学校安全計画を策定し、学校教育指導計画に位置付けること。

☆目標 141. 関係機関とともに登下校の安全や緊急対応の取組みを推進すること。

目標 142. 子どもたちの発達段階に応じて「自ら自分の身を守る力」を育成すること。

☆目標 143. 幼児・児童・生徒・保護者に対し、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることや自転車乗車時のヘルメット着用の必要性について周知し、理解促進に努めること。

(2)自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、台風をはじめとする自然災害等の教訓をふまえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害に備え、学校の実態に応じ、幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校園が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

《指示事項》

目標 144. 「防災・防犯計画」をもとに平素より計画的な訓練を実施するとともに「危機管理マニュアル」を策定し、職員室等に掲示すること。また、「危機管理マニュアル」をもとに関係機関と連携し、シミュレーション（想定）研修等を行い、対応について検証し有事に生かすこと。

目標 145. 「危機管理マニュアル」において、不審者侵入防止に関わる防犯対策について記載するとともに、「校門」「校門から校舎への入り口まで」「校舎への入り口」の3段階のチェック体制についても併せて記載すること。

目標 146. 様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

(3)保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

《指示事項》

- 目標 147. 「学校保健・安全計画」をもとに所園学校の保健・安全・衛生管理については、関係機関と連携し計画的・組織的に推進すること。
- 目標 148. 「給食」や保健に関する指導にあたっては、健康に関する正しい知識を学び、健康を保持するためにできることを児童・生徒が自ら考えられるように努めること。また、町内の保健担当者会や学校保健振興会で情報共有等を行い、各校に応じたより良い指導に努めること。
- 目標 149. 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び各校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。
- 目標 150. 全ての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- 目標 151. 生活習慣病やがん等の基礎知識について学ぶ機会を設けるよう努めること。
- 目標 152. 薬物乱用防止教育については、指導計画を策定し、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- 目標 153. 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらをふまえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるよう努めること。
- 目標 154. 緊急対応者名簿の作成と関係機関との調整を図ること。また、すべての教職員が緊急時に対応できるようにしておくこと。

(4)学校の体育活動中の事故防止の取組み

依然として、体育活動中の事故が発生している状況をふまえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

《指示事項》

- 目標 155. 子どもたちの健康状況の把握はもとより、安全のためのルールやきまりの徹底、使用する用具の日常的な安全点検、熱中症予防等を行うこと。

目標 156. 中学校保健体育、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技術段階に応じた指導を行うとともに、施設・用具の安全に配慮すること。

1 2. 家庭教育の支援の充実

(1)家庭の教育力向上

家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に向け、すべての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 157. 子育てに悩みを持つ保護者等に対して関係機関と連携し、相談・支援体制を充実させるとともに、家庭教育に関する情報の発信に努めること。

☆目標 158. 子どもたちの未来に向かう力（非認知能力）の育成に向け、学校・家庭・地域と連携した取組みの充実に努めること。

1 3. 豊能町の文化・歴史・風土を生かした体験活動の推進

(1)生涯学習の推進について

住民一人ひとりが、心豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたり、あらゆる機会において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことができるように、引き続き生涯学習の推進を図ることが必要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 159. 生涯にわたり自身が打ち込める学び・活動を発見できるよう幅広い分野で事業を展開するとともに、広報や町ホームページ等を活用し、生涯学習情報の提供に努めること。

☆目標 160. 社会教育関係団体間の交流に努めるとともに、住民同士がお互いに学び合い、その成果をまちづくりに生かすことができるような事業を進めていくこと。

☆目標 161. 地域全体で子どもを育む環境づくりを支援するために、児童・生徒や学校と社会教育関係団体等との交流・連携の機会の提供に努めること。

☆目標 162. 人権問題の正しい理解を深めるため、講座や交流などの機会を活用するとともに、人権担当の他部局や関係機関、諸団体との連携に努め、協力して取り組むこと。

(2)青少年の健全育成について

青少年が社会や地域の一員であることを理解し、郷土への愛着が育まれるよう、成長段階に応じた多様な体験の場を提供し、心身ともに豊かで健全な育成を促す施策の推進に努めることが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 163. 青少年が多様な体験や交流ができるよう、本町のもつ豊かな自然環境を生かした事業を展開すること。

☆目標 164. 社会環境の変化を踏まえつつ、学校や地域との協力・連携のもと、青少年の健全育成にむけた事業を展開すること。

☆目標 165. 小・中学生を対象に、地域で活動する社会教育関係団体等と連携して講座を開催し、地域における多様な学習、文化・スポーツ、体験プログラム等学習機会の提供と世代間交流を図ること。

(3)文化財保護と郷土愛の促進について

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である。この文化財を保護し後世に伝えていくことは、現代に生きる我々の責務であり、その保存・活用は、地域の生活文化を豊かにする上で極めて重要である。これらの文化財に対する住民の認識が一層深まるような施策の推進に努めることが必要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 166. 文化財等の調査及び適正な保存・管理、情報発信を行うことにより、文化財愛護意識の啓発及び郷土愛の醸成を図ること。

☆目標 167. 町指定文化財や郷土資料館所蔵物等を活用し、広く住民に「豊能町」の歴史・風土・風習等が認知・継承されるよう努めること。

(4)文化・芸術の振興について

文化・芸術を通じた心豊かな地域社会の実現に努めること、特にユーベルホールの施設・設備が常に良好な状態で利用できるように維持管理に努め、町民の文化・芸術の発表の場として活用しやすいよう努めることが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 168. 文化及び芸術の創造・振興のほか、心豊かな生活を実現する、社会参加の機会を開くなどの多様な役割を果たすことができるよう、地域や町の様々な施策と連携・協力し、舞台芸術や文化拠点の持つ力を発揮できる事業の実施に努めること。

☆目標 169. 町民の文化・芸術活動の発表の場を提供するため、ユーベルホールの施設・設備を適正に維持管理すること。

(5)生涯スポーツの振興について

体力や年齢、目的に応じて、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことで、“こころ”と“からだ”の健全な発達を促し、明るく豊かで、活力に満ちた生きがいのある生活の実現に努めることが重要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 170. 様々な世代の方が気軽に参加・交流できるスポーツ事業の展開を図ること。

☆目標 171. スポーツ関係組織の自立支援に努めるとともに、世代間交流の促進や地域、学校との連携による地域スポーツの活性化に努めること。

☆目標 172. 学校体育施設の開放を推進し、適正な運営に努めること。

☆目標 173. スポーツセンターシート指定管理者と連携した事業・教室を実施し、「子どもから高齢者まで誰もがスポーツに参加できるサービス」を提供することにより、生涯にわたる健全な心と身体を培い、実践的な思考力や判断力の向上を図ること。

(6)図書館の運営について

資料や情報の提供等による学習支援を行うため、住民のニーズを把握し、それに応えるよう努める。また、ボランティアや地域住民との協働や関係機関との連携による開かれた図書館運営が必要である。

《指示事項》 ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 174. 家庭における読書活動の推進をはじめ、児童・生徒・青少年に対するサービスの充実に資するために、児童・生徒・青少年用図書の収集・提供、読書活動を推進するための企画の実施、学校等教育施設との連携の強化に努めること。

☆目標 175. 住民の自主的・自発的な学習・文化活動を支援するため、講座や資料展示会等を主催する。また地域文化の創造に資するため、専門的知識を持つ地域住民や団体と連携・協力し、文化活動を推進すること。

☆目標 176. 住民が図書館業務を体験し、図書館ボランティアとして活動できる場を提供する。また、ボランティアの技術の育成に努めるために、養成講座や研修を行い、知識や技術の向上を図ること。

☆目標 177. 北摂地区 7 市 3 町をはじめ、府県を越えた公立図書館の相互協力の促進、並びに図書館サービスの発展と地域住民の文化および教養の向上、利便性の向上を図るため、更なる広域利用事業の推進に努めること。

☆目標 178. 誰もが利用できる「バリアフリー図書館」をめざして、障害者や高齢者、母語が日本語でない利用者など、多様な利用者が円滑に図書館を利用できるよう施設、設備、資料、サービスなどの基本的な読書環境の整備・充実に努めること。

(7)公民館の運営について

中央公民館及び西公民館において、生涯学習や地域活動の推進を図るとともに、災害時の避難所としての機能を保持させるため、施設の適正な維持管理にも努める必要がある。

＜指示事項＞ ☆…主に教育委員会事務局が取り組むべき内容

☆目標 179. 公民館を生涯学習の拠点として地域活動を推進するとともに、地域の多様な学習課題に対応した総合的な事業の実施ならびに情報提供の充実に努めること。

☆目標 180. 社会教育関係団体等と協力し、利用団体の交流と活動成果発表の機会の提供に努めること。

資 料